



◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

http://nagoya-rosai.com/



勝訴を喜ぶ埼玉教員アスベスト被害救済裁判原告の四條延子さん（中央）と支援者達。7月20日さいたま地裁前で。（関連記事 P4～P6）

84号目次

- ☆ 名古屋労災職業病研究会第13回総会を開催 P2～P3
- ★ 小学校教諭の中皮腫発症による死亡に対して初の「公務上の災害」の判決～さいたま地裁・四條教員石綿健康被害公務災害不認定取り消し訴訟～ P4～P6
- ☆ 静岡で2度目のアスベスト相談会を開催 P6
- ★ 地裁での裁判結審のご報告と皆様への感謝 P7
- ☆ TOMSUN 第7回勉強会報告 移住労働者の労働災害 P7～P8
- ★ 労災隠しにあったトルコ人解体作業員 P8～P9
- ☆ 労住医連第34回総会基調講演「あなたの居るところでいのち咲かせたい」NPO法人いのちの応援舎 元理事長 山本文子 P10～P11
- ★ 静岡市で日本人と外国人社員が共に労働組合を結成 興和・グローバルユニオン (KGU) P11～P12
- ☆ 胸膜中皮腫の患者として P12～P13
- ★ …『わが闘争』… P13
- ☆ 事務局からのお知らせ P14

☆名古屋労災職業病研究会第13回総会を開催

記念講演「職場で取り扱う有害物とリスクアセスメント」

6月5日（日）の午後、ウィンクあいちで第13回名古屋労災職業病研究会総会が開催されました。2015年度活動報告案、会計報告案、2016年度活動方針案、予算案、運営委員会・事務局体制・顧問案の全てが承認されました。本総会をもって、当団体発足当初から昨年度まで運営委員を務めていただいた国労の市川智さんが退任されることになりました。長年の当団体での尊いお働きに御礼申し上げます。総会開催にあたって顧問で愛知県議会議員の高木ひろし先生、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の宇田川かほるさん、名古屋ふれあいユニオンの浅野文秀さん、ユニオンみえの江川正典さん、オールナショナルユニオンの堰代晃さんから激励をいただきました。心より御礼申し上げます。

本総会では冒頭、愛知医科大学医学部衛生学講座教授の柴田英治先生に「職場で取り扱う有害物とリスクアセスメント」と題して記念講演を行っていただきました。柴田先生は長年、有機溶剤中毒の仕事に専門にされてこられました。柴田先生によると、過去に日本では有害物に関わる労災職業病が少なくなってきたのではという雰囲気になった時期があった為、現在では労働衛生学の中で有害物に関する研究者人口が減っており、専門的なサポートがしにくい状況になっているということでした。しかし、2005年に尼崎の石綿水道管工場周辺住民のアスベスト被害が明るみになったクボタショック、2012年に大阪のオフセット印刷工場で分かった多数の労働者の胆管がん発症事件、昨年、福井の染料や顔料の原料を製造する工場で起きた、オルトトルイジンを取り扱っていた複数の労働者の膀胱がん発症事件等の問題が次々と発生しており、現実的には有害物の問題は少なくなっておらず、今後も出てくると考えて良いということでした。そんな状況を踏まえ、柴田先生は現在の有害物に関する世の中の仕組みが対応出来ていないこと、作業環境測定を実施していない物質のリスクアセスメントの方法としてコントロールバンディング法が有効であるというお話をされました。



柴田英治先生



柴田先生が挙げる有害物に関する世の中の仕組みが対応していない問題点としては、取り扱っている有害物の有害性等について作業員自身が知る必要があるにもかかわらず、多くの労災事例は作業員自身が有害性を認識していないばかりか、作業環境管理もしっかり行われておらず、健診にあたっていた医師も職歴を聞いていないということを示しているということでした。それだけでなく、特殊健診（有機溶剤健康診断）においても、実際の診察をする診察医と事業所の産業医の連携がほとんど行われていないことや、診察医に作業環境測定の実績データが提供されない事、50人未満の事業所の労働衛生管理を実質的に担う機関が無く、ほぼ健診がやりっ放しになっていると

というような問題もあるということでした。SDS（安全情報シート）については、既に分かっている有害性についての記載が無い等、掲載情報に不備がある事や、そもそも作業者が見ない事が多い情報になっているということが問題ということでした。最近行われた有機溶剤中毒予防規則（有機則）と特定化学物質障害予防規則（特化則）の改正において、改正後、有機則に以前は入れられていたクロロホルムやトリクロエチレン等12種の有機溶剤を「特別有機溶剤」に指定して、特化則で規制をすることにした件については、12種の有害物の一部の措置に有機則を準用することになっており、理解しづらく、こんな分かりにくい規則の運用は続かないのではないかと指摘しました。

作業環境測定を実施していない物質のリスクアセスメントの方法としては、有害性のレベル分け、予測ばく露量、望ましい管理手法の区分、現在実施している管理手法等のリスクの見積もりを表で簡単に見てリスク低減措置の検討ができるコントロールバンディング法が有益だということでした。

（事務局 成田 博厚）

運営委員会・事務局体制、顧問

運営委員

浅野 文秀（名古屋ふれあいユニオン）
井上 敏（NPO 地図で防災・まちづくりサポート 副理事長）
江川 正典（ユニオンみえ）
榊原 悟志（榊原社労士事務所）
東岡 牧（訪問看護ステーションななみ 看護師）
宮地 和子
山田 和孝（環境創造研究所）

会計

牧 美紀代

会計監査

谷田部 仁夫（西尾国際クラブ）

顧問

名嶋 聰郎（名嶋・綿貫法律事務所 弁護士）
高木 ひろし（愛知県議会議員）
小林 章雄（医学と社会・連携支援機構）

事務局

森 亮太（杉浦医院院長）
成田 博厚（常任）
牧 美紀代（常任）

★小学校教諭の中皮腫発症による死亡に対して初の「公務上の災害」の判決

～さいたま地裁・四條教員石綿健康被害公務災害不認定取り消し訴訟～



故四條昇先生

2007年5月1日に心膜中皮腫でお亡くなりになった埼玉県戸田市の小学校教諭、故四條昇さん（当時54歳）の公務災害を認めない地方公務員災害補償基金の処分取り消しを求めて、2014年7月、四條さんの妻の延子さんがさいたま地方裁判所に訴訟を提起しました。この裁判の判決の言い渡しが7月20日（水）に行われ、志田原信三裁判長は、「（故四條昇さんが）喜沢小学校（戸田市）に勤務中、かなり長期間にわたって、日常的に階段室の天井に施工されていた建材に含有されていた石綿にばく露していたことが認められる」として、故四條昇さんの中皮腫発症による死亡を公務上の災害

と認めました。この判決は公立学校教員のアスベスト被害について、全国で初めて、公務上の災害であると判決において認めたもので、教員や学校職員等のアスベスト被害の適切な救済に向け、大きな意義があるといえます。過去において、学校施設には吹付けアスベストやアスベストを含有する多くの建材が使用されました。判決直後、裁判所前に集まった支援者らに延子さんは「これで少しは他のアスベストの訴訟に貢献できたかな」と語りかけました。

この訴訟の提訴前、公務災害申請時の問題は、戸田市にはアスベスト除去工事記録や学校日誌などの資料が一切残されていないことでした。そんな中、延子さんは同僚教師達や教え子達からの、「故四條昇さんが8年間勤務していた喜沢小学校の階段天井にアスベストが露出していた」という証言をまとめ公務災害申請を行いました。しかし、2012年1月に地方公務員災害補償基金埼玉支部が公務外と決定し、2013年8月には支部審査会が審査請求を棄却、2014年に本部審査会に再審査請求をしましたが、同年4月、公務上の災害と認めずとの決定を受け、訴訟が起こされました。故四條昇さんの公務災害が認められなかった理由は、地方公務員災害補償基金埼玉支部長が「喜沢小学校の階段天井にアスベストが使用されていたとする客観的な資料は確認できない」とし、故四條昇さんには石綿ばく露が無かったと判断したからでした。妻の延子さんはこの頃の心情を「まるで、（記録が）あるなら探して持ってこいと言わんばかりの冷たい理由で公務外とされました。一生懸命働いて、教え子思いだった夫の無念を考えると、厚い行政の壁が岩盤のようにそびえ立ち、行く手を阻んでいるように感じました」と以前述べていました。

今回の判決でさいたま地裁は弁護団が主張してきた、①戸田市共産党議員団が1987年8月16日に発行した地域政治新聞「民主戸田」に、喜沢小の階段の上に施工されていた石綿含有建材を除去する工事を完了させる見込みである旨であることを戸田市教育委員会に取材した記事が掲載されていることと、②1987年12月8日発行の戸田市教職員組合の機関紙「つつみね」に、戸田市教育委員会が組合の学校アスベスト問題に関する同年11月の要望事項に対し、喜沢小の一部に石綿含有建材が使用されていたが、既に除去したとの回答をしたとの内容の記事が掲載されたことは、③1987年12月4日から同月21日まで開催された戸田市議会定例会における菅野栄議員の一般質問において、同議員が「戸田市にお

いては、喜沢小の一部に使用していたアスベスト建材を夏休み中に除去したと伺っている」と発言し、これに対し、戸田市建設部長が議員の発言内容を否定する趣旨の答弁をしていないことから、菅野議員の発言と「民主戸田」及び「つつみね」の記事は十分に信用することができると判断しました。また、④喜沢小校舎新築設計図上の3階から4階への階段裏部分の「プラスターヌリ」の記載は、喜沢小が建設された時と同時期に建てられた新曽北小学校階段室の天井の「プラスターヌリ」の部分からクリソタイル（白石綿）が検出されている記録が残っている事実から、喜沢小の「プラスターヌリ」もアスベスト含有建材であると認められました。さらに、⑤前述の「民主戸田」、「つつみね」の記事に加え、1987年に喜沢小の校舎塗装工事を受注した(株)鈴木塗装工業が、同工事はアスベスト改修工事又は石綿の除去作業が含まれる工事であったかどうかとの支部審査会の照会に対し、施工したのは内装塗り替え工事であったとの認識を示す回答をしており、喜沢小の玄関入り口にある、1987年8月に(株)鈴木塗装工業が施行した工事の竣工を記念するプレートに「喜沢小学校校舎外壁塗装等工事」と工事名が記載されていても、鈴木塗装工業が施行した工事が外壁塗装工事に限られないことがうかがわれることから、1987年に喜沢小で行われた工事は、内装塗り替え工事を含むものであったと認めました。

これらの事実から、さいたま地裁は1987年当時、喜沢小の階段室の天井にはアスベストを含む建材が施工されており、戸田市は同年8月までにこのことを把握したことから、(株)鈴木塗装工業に発注して、同年の夏休み期間中にその改修工事を行ったことから、故四條昇さんの勤務していた喜沢小の階段室天井にアスベストが存在していたと結論付けました。

合わせて裁判所は、⑥1987年当時の喜沢小の階段室の状況は、生徒のいたずら等によって、階段裏に施工されていた建材が剥がれて、階段の床の上に剥がれ落ちた建材が落下して汚れていたという事実を喜沢小を視察した市議会議員が市議会で指摘していることから、階段室の天井に施工されていた建材に含有されていたアスベストが飛散していた蓋然性が高いとした上で、⑦故四條昇さんが喜沢小に勤務していた1980年4月から1988年3月までの間に、職員室と担任クラス教室間の移動や、担任クラスの清掃場所として階段室が割り当てられた年度には、生徒指導の一環として生徒と共に階段室の清掃活動を行ったことから、長期間に渡って石綿にばく露したのが相当と認めました。

四條訴訟を担当した埼玉学校アスベスト被害対策弁護団は7月20日の判決後に今回の判決に対する声明を発表し、その中で、「本判決は、階段室天井に仕上げ材としてのアスベストが存在したことを直接示す証拠は無いとしたものの、アスベスト仕上げ材が存在したことを推認させる複数の書証及び証言を採用し、これらの証拠により、喜沢小にアスベストが存在したと認定した。(中略)相当期間、日常的に石綿ばく露したことがあれば、必ずしも詳細なばく露態様・濃度の立証まで必要とせずに、公務災害であると認定している点においても、先例的な意義は大きいと言える」と述べています。

南雲芳夫弁護団長は判決後、裁判所に集まった支援者を前に「今日、裁判所は喜沢小にアスベストがあり、飛散していて、人が一人亡くなったことを認定しました。文部省は何をしていたのか。アスベストを吸って、人が亡くなったことを証明する為になんでこんなにも苦勞をしなければならないのでしょうか。子供達も四條先生と共にアスベストを吸っています。



弁護団と記念撮影をする四條延子さん

原告がここまでやらなければならないようなずさんな（アスベストの）管理を行い、原因を作った人たちに真剣な反省を求める」とコメントしました。

許せないことに、被告の地方公務員災害補償基金は8月3日付けで、今回の判決を不服として控訴しました。訴訟の舞台は東京高等裁判所に移ります。

（事務局 成田 博厚）

☆静岡で2度目のアスベスト相談会を開催

静岡県では2度目となるアスベスト被害相談会・ホットラインを6月18日（土）に静岡市の静岡県男女共同参画センター「あざれあ」で行いました。東海支部事務局の成田と神奈川支部事務局の鈴木が相談員を務めました。

相談会・ホットラインの実施に先立ち6月8日（水）、東海支部世話人の宇田川かほるさんと会員の藤本不二子さん、事務局の成田とで静岡県庁の記者クラブで相談会利用を呼び掛ける記者会見を行いました。藤本さんの「遺族が石綿被害を証明するのは大変で、隠れた被害者はもっと多い。不安があれば相談してほしい」というコメントが静岡新聞に掲載されました。藤本さんのお連れ合いの良一さんは、大手設備工事会社の名古屋支店で、団地等の空調設備や水道設備工事現場の監督として働いていた時にアスベストにばく露しました。設計事務所で仕事をしていた2013年10月に悪性胸膜中皮腫を発症し療養を始めましたが、2014年1月、わずか80日あまりの療養の後、57歳で帰らぬ人となりました。会社が労災保険の申請書類に証明をしてくれなかった為、藤本さんは苦労して手続きをして、労災認定を勝ち取りました。



相談会には、大学卒業後、ゼネコンの現場監督をしていた男性や肺がんでお連れ合いを亡くした女性が相談に訪れました。


静岡市内で一級建築士事務所を営む60代の男性は昨年3月に悪性胸膜中皮腫を発症しました。設計の仕事を経年続けてきましたが、大学卒業後、7年間務めたゼネコンでの最初の3年間、現場監督員の仕事に従事し、団地やホテル、老人ホーム等、アスベスト含有建材や吹き付け材が使用された現場での監督業務や掃き掃除でアスベストにばく露しました。石綿健康被害救済給付は既に受けていましたが、労災保険の申請は監督署で昔の仕事の証明が難しい等と言われてあきらめていたということで、患者と家族の会が支援して労災申請することにしました。

今年5月、肺がんで80歳のお連れ合いを亡くした女性は、お連れ合いの死因について医師に「肺がんの原因はタバコとアスベスト」と言われたことが気になり来場されました。亡くなったお連れ合いは中学を卒業してから定年までオプラートを製造する工場に働いていました。女性には労災申請できる可能性があるため、お連れ合いの胸部画像を取り寄せて、患者と家族の会に協力してくれる医師に見せて意見を聞いてみると良いとアドバイスしました。

静岡での活動は支部結成を目指しながら今後も継続します。

（事務局 成田 博厚）

★地裁での裁判結審のご報告と皆様への感謝



6月27日、29回目の裁判が終わりました。前号の「もくれん」に掲載された成田博厚氏の報告のように、裁判官の強引な形での結審となりました。この五年間は何だったのか、口惜しくてなりません。原告である私の証人尋問さえ認めませんでした。3人目の新しい裁判官とは今回2回目で、まともなやり取りをしていません。納得のいく説明もなく強引なやり方で突然、結審となり10月26日は判決だと通告をされました。怒りでしかありません。

アスベストに命を奪われた夫の無念、家族の哀しみ、アスベスト被害の怖ろしさ、そして国が危険物と認識しながら十分な学校のアスベスト調査をせず、規制や対策をしなかったこと。解体、増改築の際のアスベスト安全配慮義務の違反、また設計図書や工事履歴文書等の整理保存を学校に徹底させなかったこと。さらには学園淑徳学園の増改築、解体工事の際の設計図書、工事の記録保管の不備、教育者としてのアスベスト被害の認識不足、真実を確認する姿勢の欠落、被害者遺族への不誠実な対応などを裁判官には文書ではなく、私の声で言葉で直接訴えたかったと強く思います。

これまでの五年の間、何度も挫けそうになりましたが、多くの方々の暖かな言葉に励まされ、支えられたから闘えたのだと思っています。皆様には感謝の言葉もありません。

日本の民事裁判の正義と公平性を信じ、今は10月26日の勝訴を祈るしかありません。本当にありがとうございました。

(教員アスベスト被害裁判原告 宇田川 かほる)

☆TOMSUN 第7回勉強会報告 移住労働者の労働災害



2016年7月16日(土)の午後、名古屋労災職業病研究会の成田博厚さんから、移住労働者の労働災害についてお話しを伺いました。

まず、統計に基づいた外国人労災の全体像の紹介がありました。2016年5月に行われた厚労省の、2015年の労働災害発生状況の発表において、死亡災害、死傷災害、重大災害の発生件数がいずれも前年を下回り、とりわけ死亡災害の発生件数は統計を取り始めて以来、初めて1,000件を下回ったと発表しました。しかし、外国人労災は増え続け、2015年は2,005件の死傷者数が記録されています。この数字から成田さんはハインリッヒの法則、つまり1件の重大災害の背後には、29件の軽傷災害と300件の無傷害災害があるという労災隠しの存在を指摘されました。豊富な資料の中には、厚生労働省労働基準局による2015年度の局別不法就労外国人であると思われる請求者数が掲載されており、その中で最も多いのは愛知の7人でした。

次に成田さんが所属する名古屋労災職業病研究会の外国人の相談件数とその中の3つの事例を紹介いただきました。一つ目の事例は、転倒により脊椎損傷になった日系ブラジル人男性。その事例からは派遣労働者の問題や年金未加入の問題が露わになりました。二つ目の事

例は、ベトナム人技能実習生の障害補償給付請求に係る事例。この事例からは、技能実習生たちが実質職場を変わることができない不条理が参加者の間でも共有されました。三つめの事例は、労災隠しにあったトルコ人解体作業員の事例。この事例からはトルコ人難民申請者の急増、建築業界の元受け、下請けの問題が指摘されました。

最後に、上記3つの事例は、被災者が日本人であっても違和感がない点、当然あってしかるべき安全対策の欠如が事故に結びついている点、中小企業・下請けという環境に根本的な問題がありそうだという点、日本人労働者が集まらなくなってしまった、労働条件・労働環境が悪い職場において、安全衛生対策がなかなか進まない現状があるという点において、1955年のILO移住労働者保護勧告以前の問題ではないかとの問いかけがあり、対策の視点から、成田さんが実践されている低コスト改善を中心に据えた参加型労働安全衛生活動が紹介されました。労働者参加型安全衛生活動は、現場の労働者が中心となり、職場や作業の安全性、快適さを評価し、すぐの改善を目標にシンプルな手段で改善を実行していくことを目指します。ILOが中心になり、1980年代から開発した手法により、現在では小企業、家内労働、建設現場、介護、医療、メンタルヘルス対策など、様々な職場領域に導入される手法になっています。労働者参加型安全衛生活動において参加者に配布されるアクションチェックリストには、保管と運搬の他、ワークステーションと機械の安全、作業場環境、福利厚生と情報コミュニケーションなどの領域の良好事例が提案されており、参加者が自分の足で職場を回りながらチェックリストに基づいて確認していきます。職場の巡視が終わると、良好点、改善提案の発表を行い、しばらく経ってから成田さんが再訪すると、改善提案されていた内容が実現していることもあるそうです。

成田さんの発表後には、技能実習生の問題や、自動車部品の製造までもが内職の仕事として出ていること、また内職で危険な液体を扱っている外国人がいることなど東海地域の外国人労働者の実態について情報交換や活発な意見交換が行われました。

(名古屋難民支援室 羽田野 真帆)

★労災隠しにあったトルコ人解体作業員



トルコ人男性のマハメットさんは今年2月名古屋市千種区の住宅解体現場の足場から転落し、胸椎圧迫骨折、頸椎・胸椎棘突起骨折の大けがをおった。現場での転落事故発生時、すぐに119番通報は行われず30分以上、現場に放置された。最終的に名古屋第二赤十字病院に救急搬送され、手術を受けることになった。3月に入り他院に転院し入院生活は5月下旬まで続いた。現在も背中に激しい疼痛を感じている。名古屋第二赤十字病院などから高額な医療費の請求をされたため、名古屋労災職業病研究会事務所に日本語が堪能な同僚とともに相談に訪れたのが6月初旬だった。マハメットさんは2015年に難民申請を行い、特定活動の在留資格を得て働いていた。母国、トルコでも大工として建設現場で働いていた。

マハメットさんが勤めていた中川区にある解体工事会社は日本人を妻に持つトルコ人が経営している。建設現場で労災事故が起きた場合は、元請けの労災保険を使わなければならないので、マハメットさんから相談を受けた成田が早速、トルコ人経営者に「労災保険の申請をしたいので元請けを教えてください」と電話したところ、「元請けは知らないけれど、仕事を紹介してくれた日本人は知っている」と言って、日本人建設業者の名前と電話番号を伝えてきた。日本人建設業者に電話をしたところ、「私も元請けを知らない。解体工事を紹介してく

れた業者からの支払いがなくトラブルになっており、携帯電話にもつながらない」と意味不明なことを言い、のらりくらりと逃げるばかりだった。

元請けを逃がすのは悔しいので、解体工事現場だった場所に直接行ってみた。何か手掛かりがあるかもしれないと考えたからだ。「現場100回」は労働安全衛生のNGOの仕事にも当てはまる格言だ。現場に行ってみると、大手ハウスメーカーが個人宅の新築工事をしていて、ここに以前住んでいた住人は土地を現在の持ち主に売却するため、自宅の解体を行った。大手ハウスメーカーの名古屋支店に電話をして、前の土地・建物の持ち主が自宅の解体を依頼した元請け業者を知らないか問い合わせしてみたが、大手ハウスメーカーの営業、現場監督とも前の住人がどこの元請け業者に解体工事を依頼したか知らないと言う。結局、事故が起きた現場の土地、建物の登記に前の住人の埼玉県内の転居先が記載されていたので、前の住人に解体工事を依頼した業者を訊ねる手紙を丁寧にしたため、切手を貼った返信用封筒を同封して郵送したが、前の住人から返事をもらうことは出来なかった。結局、このケースは元請け業者不明でマハメットさんが勤めていた解体工事会社がある中川区を管轄する名古屋南労働基準監督署に労災保険請求（申請）を行うしかなかった。

労職研も加入する東海在日外国人支援ネットワークと名古屋入国管理局との意見交換会を2012年より毎年行っており、難民認定申請者数の総数（移管受理を含む）及び出身国別上位5位までの内訳数も聞いている。名古屋入管によると2011年は38人のトルコ人が難民申請を行い、2012年は159人、2013年は254人、2014年は349人、2015年1月から8月までは227人のトルコ人が難民申請を行ったとのことで、年々トルコ人の難民申請者が増えているのが分かる。

私が最初にトルコ人解体作業員の相談を受けたのは2010年10月だった。小牧市の現場で指を切断したが労災保険申請をしてくれないという相談内容で、労災認定、障害補償給付の請求まで支援した。この相談の後、トルコ人コミュニティーの間で労職研が有名になっただけでなく、現在まで途切れることなく、労災に遭ったトルコ人解体作業員達が当団体事務所を訪れている。このような経験から、トルコ人難民申請者の多くが解体工事業に従事しているのが分かったのだが、これまで私が受けたトルコ人たちの解体工事現場での労災相談は、先に紹介した指の切断の他、屋根からの転落、崩壊建物の下敷きになる事故や旋回するパワーシャベルのバケットとの衝突など下手をすると死亡事故に発展してしまうようなものばかりだった。そして、多くの者は労災事故が起きてても、労災保険の申請をさせてもらえず、解体工事業者の社長が医療費を立て替えたりしている事が多かった。労災に遭い、労職研の支援を受けて労災保険で治療を受けた後、自ら住宅解体工事会社を興したトルコ人もいた。解体工事業界で労災隠しが横行していても、トルコ人にとってはこの仕事でしか名古屋では食べていけないからだ。名古屋の解体工事業はトルコ人が支えており、これからも現在のような状況が続くことが予想される。あわせて、アスベスト使用原則禁止になった、2004年の前に建てられた住宅に使用された建材に含まれているアスベストばく露によるトルコ人解体作業員たちの将来の健康被害も心配だ。彼らが母国に帰国後、アスベストがんである「中皮腫」などを発症した場合、どうやって在職証明を取り、日本の労災保険の請求をしたらよいのだろうか？元請けのハウスメーカー、建設会社等には労災隠しをしない下請け管理を徹底すべきだと言いたいが、元請け業者達に何を言っても寝耳に水の状況が昔から続いている。

（事務局 成田 博厚）

☆労住医連第 34 回総会基調講演「あなたの居るところでいのち咲かせたい」

NPO法人いのちの応援舎 元理事長 山本文子



30 年以上高松や岡山で助産師を続けてきた山本さんは、「子供が生まれて初めて見る顔は、母親なんかでない、助産師の私の顔である」と断言する。その生まれたばかりの子供たちから、命の大切さを教えられたからこそ、その大切さを伝える講演活動を始めた。学校で性教育やセックスの話をするようになったが、本音で話すので講演する先々で嫌われた。しかし、愛し合わずにセックスする両親はいないので、大人たちがセックスは素晴らしいという話をする、また講演先で嫌われる。



山本文子さん

なんで少子化になっているのかは、山本さんが話すような正しい性教育が行われていないのでセックスが汚いと思っている人がいるからである。セックスは決して汚いものではなく、素晴らしい性行為をした結果が素晴らしい命である子供が生まれる。

コンドームとアスベストの共通点があるというびっくりした話をする。セックスの時にはコンドームをつけて避妊するのと同様、アスベストと接触するときには、マスクをしなければならない事。正しく教えられていないから、妊娠するし、被ばくし、じん肺～中皮腫となる。行為の前につけなければならないことが共通している。

父と母は他人同士。ほしいと思わなければ作らないし、生まない。「生まれてくれてありがとう」私の講演を聞いた子供たちが、『親に感謝』するようになる。ある時、親の虐待により非行に走り少年院に入った子供たちの前でした講演で、「僕は生まれてきた時から、殴られて育ってきた。そしてくれた。感謝したいけれど感謝できる親がない」と言われた。その時の山本さんの言葉は、「そんな親に自分たちがならないようにしろと！親を捨てろ！」であった。「親を捨てろ！」と言われたそのあとの感想文には、「親を捨てろと言われて心が楽になりました。こんな親でも感謝したいんです。」子供はどんな目にあっても、親を好きなんですということを伝えたかったそうである。

年間 250 の講演をする中で、私の人生と違うと感じた。助産師が 2 人いると助産院が建てられる。自分がしたいことができる、助産院を造りたかった。一つの施設でゆりかごから墓場までを完結させたいという夢を持ち、全国にいる自分のファン、お金を持っていそうな人 100 人選んで「夢を 1 口 100 万で買いませんか、利息は夢です」と手紙を送った。生まれたばかりの赤ちゃんとその周りを囲む介護が必要な高齢者、でも赤ちゃんを見つめる目は、認知症があっても暖かくなっている。そんな夢の施設を作り上げ、100 人から借りた 1 億円を 5 年後にはすべて返すというすごいパワーの持ち主である。

助産師として言いたいこと 3 つ

- ① 授乳の写真を撮っておく。
- ② 子供と親との接点である母子手帳に、出産と成長の感動を書き残しておく。
- ③ 子供を抱きしめてあげてください。



授乳の写真は反抗期になった時に見せてあげるため。見せた子供が自分のことを見つめなおすきっかけになる。でもその写真を見て、親である自分も授乳していた時期のかわいらしかった子供のことをみなすきっかけにもなると感じた。3つめの子供を抱きしめるということは、人のぬくもりを感じて大きくなることで、周りに温かさを与えてあげられる子供に成長する。果たして、自分は子供と接することができていないと反省させられた。

「性」とは、「心が生きる」こと。決して、恥ずかしく語られることではなく、明るく正しく語られるべきであるということは、医師である自分にとっても大事なことと改めて教えられた。

(代表 森 亮太)

★静岡市で日本人と外国人社員が共に労働組合を結成

興和・グローバルユニオン（KGU）

トヨタやデンソーの下請けとして静岡市の不二電子工業の構内で自動車部品製造の仕事をしている興和産業（静岡市駿河区）で日本人、外国人社員30名が手を組んで労働組合、「興和・グローバルユニオン（以下、KGUとします）」を結成し、7月17日（日）に静岡労政会館でKGU・結成報告・激励集会が開催され成田も出席してきました。KGUは静岡ふれあいユニオンの3番目の分会として結成されました。

集会の冒頭、静岡ふれあいユニオン執行委員長の小澤満夫さんが、「非正規雇用の多い外国人労働者はなかなか立ち上がれない現実があるが、KGUの組合員は外国人も日本人も30名全員が雇用期間の定めのない直接雇用の労働者だ。興和産業が日本人と外国人社員等しく労働者としての権利を認めなかった為、日本人・外国人社員が団結することができた。日本人と外国人社員が同じ会社で共に労働組合を結成するのは全国でも珍しいケース。KGUは職場の過半数を制しており、今後、職場を拠点とした戦いに取り組んでいくと期待している」とKGUの特徴を説明してくれました。

その後、鈴木書記長よりKGU結成の理由が説明されました。興和産業でパワハラを受けてきた鈴木さんは「会社は外国人労働者の弱み、法的な無知に付け込み、有給休暇の取得を会社に問い合わせただけで、いやがらせを行ったりする。KGUを立ち上げたのは、いちいち脅かされなくても仕事ができると思ったからだ。パワハラを会社がするのは問題を隠ぺいするため」と述べ、会社が有給休暇取得を10年以上認めなかった事や労働者が入社した日から会社が入れなければいけない雇用保険（労働保険）に加入させない事、労災保険を使わせない事等を説明し、隠ぺいとパワハラはセットになっていると説明しました。そして、会



興和・グローバルユニオンのメンバー達

社が製造業にはつきものの、ミスやエラーをした社員の名前を掲示板に張り出し、朝礼で名前を言ってさらし者にするを行う反面、ミスやエラーが何週間も無い時は一切評価をしないことや、時給1000円で入社してくる社員がいる反面で、2年、3年と働いても時給が1000円になっていない社員がいる事等、給料制度、昇給制度がはっきりせず、会社が評価の否定を行っていることを報告しました。さらに、抵抗する社員は解雇予告手当を支払わず解雇するばかりか、失業保険手続きも行わず、就業規則、労働条件の明示も無い等、興和産業において社員が会社に絶対服従、無保証、無権利、無評価状態に置かれていることを訴え、今後、団体交渉で改善要求をしていきたいと宣言しました。

鈴木さんのお話の後、アルゼンチン人のKGU分会長、ガバリエロ・ホルヘ・ディエゴ・イバンさんやKGU組合員達から、工場長からのセクハラや会社が社会保険に入れてくれない事、留学生採用にあたって面接時と違う条件で働かせる事、技能実習生から高額な家賃、電気代を徴収する事、サービス残業の多さや36協定の偽装等の実態が報告されました。ガバリエロ・ホルヘ・ディエゴ・イバンさんは団体交渉を通じてこうしたことを改善させていきたいと述べました。

KGUの活動について今後も注目していきたいと思います。

(事務局 成田 博厚)

☆胸膜中皮腫の患者として



平成16年12月末より咳が出るようになり正月過ぎても咳がおさまらないので、家族の言葉もあり近くの内科の病院に行った。レントゲンを撮るとすぐに呼ばれ「この症状は普通ではありません。大きい病院を紹介しますからすぐに行ってください。」と言われた。その医師の言葉と右肺半分が白く映っていたレントゲンを見て人生が終わったように感じた。紹介された病院に行き、もう一度レントゲンを撮ったら「水が溜まっています。濁っていて癌細胞が浮いているようだ」と厳しいことになります。すぐに入院してください。」と担当の医師から言われた。土日を含んで月曜日から入院することになったが、その間に症状が悪化し、呼吸が苦しくなった。その状態で入院当日を迎え、呼吸ができない苦しみをすぐにでもとってほしかったが、肺に溜まった水は一度では抜けず、まだ1.5リットルも肺に水が残っていると聞き、この先が厳しいと感じた。昨日の検査結果で「癌細胞はありませんでしたが、悪性腫瘍と思うのでCTの検査で全身を調べます。」と言われ、その後も検査をしたが病名が確定できず、生検をすることになり水を抜いた後に肺の組織を取って数日後に仮退院させてもらった。退院の時に医師より「水が増えたら水を抜く対処をするし、今度入院するときは3か月位になる」と話があったが、家に帰って亡くなってもいいように綺麗にしておかなければとの思いが強かった。二週間後結果を聞きに病院に行き、レントゲンを撮り医師から話を聞いた。「何が起きたのでしょうかね。」との言葉。見ると残っている水の量が変わっていない。増えていくスピードを見るために少し残してあったがほぼ同じ、11年経っている現在と同じである。しかしその年の6月頃より左側の肺に少しずつ水が溜まり始め、9月頃になって右左同じ位になって止まった。悪性胸膜中皮腫、肉腫型という病名、治療法がない、薬がない、肺を取るしかない聞き、迎えが来るまでしっかり生きるしか道はないと思った。その後、状態を見ていく日々が今も続いているが、意識が無くなりかけたり、痛みで気を失いかけたり、別の世界に吸い込まれそうになったりしたが、生かされていることを体で感じている。

人間には見える命、見えない命があると聞いている。何のために生き、死んでいくのか、その問いの現実が目の前にある。10年後、「色々教えてもらって有難う。伝えていくからその心、受け取ったからね。」、家族、孫にそう思ってもらおうよう今生きている。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会員 岡田 伸吾)

★・・・『わが闘争』・・・



『わが闘争』(原題: Mein Kampf) は本の題名である。著者は反乱罪で投獄され独房の中で自らの思想を782頁に亘って綴った。著者の個人的な思想であるから内容は過激かつ偏見に満ちていて発売当初はほとんど売れることはなかったが、世界的な経済恐慌の時代が続くと共に次第に読者は増えていった。また著者が政権のトップに就くと著者自らが強硬に販売を推進したため加速度的に販売部数は増え、最終的に総販売数は約1100万部以上とされる。

権力者にすり寄ってくる取り巻き連中が増えるのは世の常で、多くの者が権力者の思想を褒めたたえ自分も全く同感であると誇張し気に入られようとより過激な言動を取ったりする。最悪なのは取り巻き連中が競争心から権力者の思想を遥かに越えた言動を押し進めることである。あたかも権力者の命令であるかの如くに上意下達を行うことによって、結果として末端ではこの世の出来事とは思えない様な事態が発生したりする。そして歴史上で最悪の悲惨事と言われている【ホロコースト】がこれに当たる。ある民族をターゲットとし殲滅を謀りジェノサイドが実行されたのである。被害者数は600万人を超えと言われている。

しかしながら著書『わが闘争』の中には具体的にある民族のジェノサイドを指示する様な文言は記載されていない。取り巻き連中が権力者の思想を過大解釈し上意下達を繰り返した結果の惨劇である。だとしても権力者が取り巻き連中の言動をやり過ぎだと諷めるところか自らの思想を忠実に実行していると称賛しているのはやはり一番の極悪人と言える。

現代においてもここまでとはいかないけれども似た様な事例はある。一つの例として、国(厚生労働省)がアスベスト疾患問題の対応について、「事に当たっては慎重な対応を期することが望ましい」と言う様な文言を上意下達したとする。この文言が各地の労働局から更に末端の労働基準監督署の担当窓口へ達した時には、「事に当たってはより厳密な対応を取るように」という解釈になることはない、とは言い切れないのではないだろうか。

私は2012年3月6日悪性胸膜中皮腫を宣告され8月3日右肺と胸膜の全摘出手術を受けた。9月21日自宅近くの労働基準監督署の担当窓口を訪ね「これは労働災害に当たるはずだ」と救済を求めたが担当者は「難しい」の一点張りであった。手術後まだ1ヶ月半しか経っておらず体力的にも辛い状況から粘り強い交渉ができず泣く泣く妻と帰宅した。

その後「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」と知り合いご支援を得て2015年8月10日別の地域の労働基準監督署で労災保険給付請求の時効を止めて頂き2016年3月4日労災保険給付支給決定を頂いた。だが最初の労働基準監督署で救済を得られなかった為に当然支給されるはずだった522日分の労災保険給付支給金は時効のため消失した。

私の様な事例は各地の労働基準監督署においても発生していると聞いた。この事を放置しては現代の【ホロコースト】になるやもしれない。それは絶対に許してはいけない。私も「家族会」と共に声を大にして「過大解釈は止めよう」と訴え続けたいと思う。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会員 橋本 貞章)

☆事務局からのお知らせ



★「宇田川さんの学校アスベスト裁判判決」傍聴のお願い

日時：10月26日（水）13：10～

場所：名古屋地方裁判所

傍聴をよろしくお願い致します。



労職研の活動



7月			8月		
	1日	アスベストユニオン会議		4日	栃木アスベスト被害相談会
	9日 ～ 10日	労働者住民医療連絡会議総会		5日	名古屋労災職業病研究会第13回総会
	14日	名古屋労職研事務局会議		6日	東海在日外国人支援ネットワーク講演&討論会「これからの外国人政策の課題と展望」
	16日	東海在日外国人支援ネットワーク第7回勉強会「移住労働者の労働災害」		21日	知立外国人労災相談会・ホットライン
	17日	興和・グローバルユニオン結成激励集会		23日	松本アスベスト被害相談会記者レク
	18日	クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判傍聴		25日	名古屋労職研事務局会議
	18日	東海在日外国人支援ネットワーク会議		26日	厚生労働省交渉
	20日	故四條昇さん公務災害認定を求める裁判判決傍聴		27日	高木ひろしさん友の会ビアパーティー
	28日	名古屋労職研事務局会議		29日	東海在日外国人支援ネットワーク会議

【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 □座番号 00860-5-96923

加入者 名古屋労災職業病研究会

発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/